

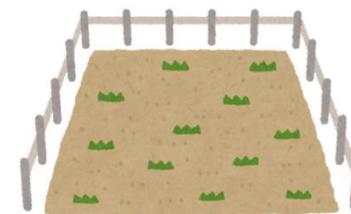
周辺財産(移転補償跡地)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省南関東防衛局では、浜松飛行場周辺における周辺財産(移転補償跡地)において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として5年以内です。

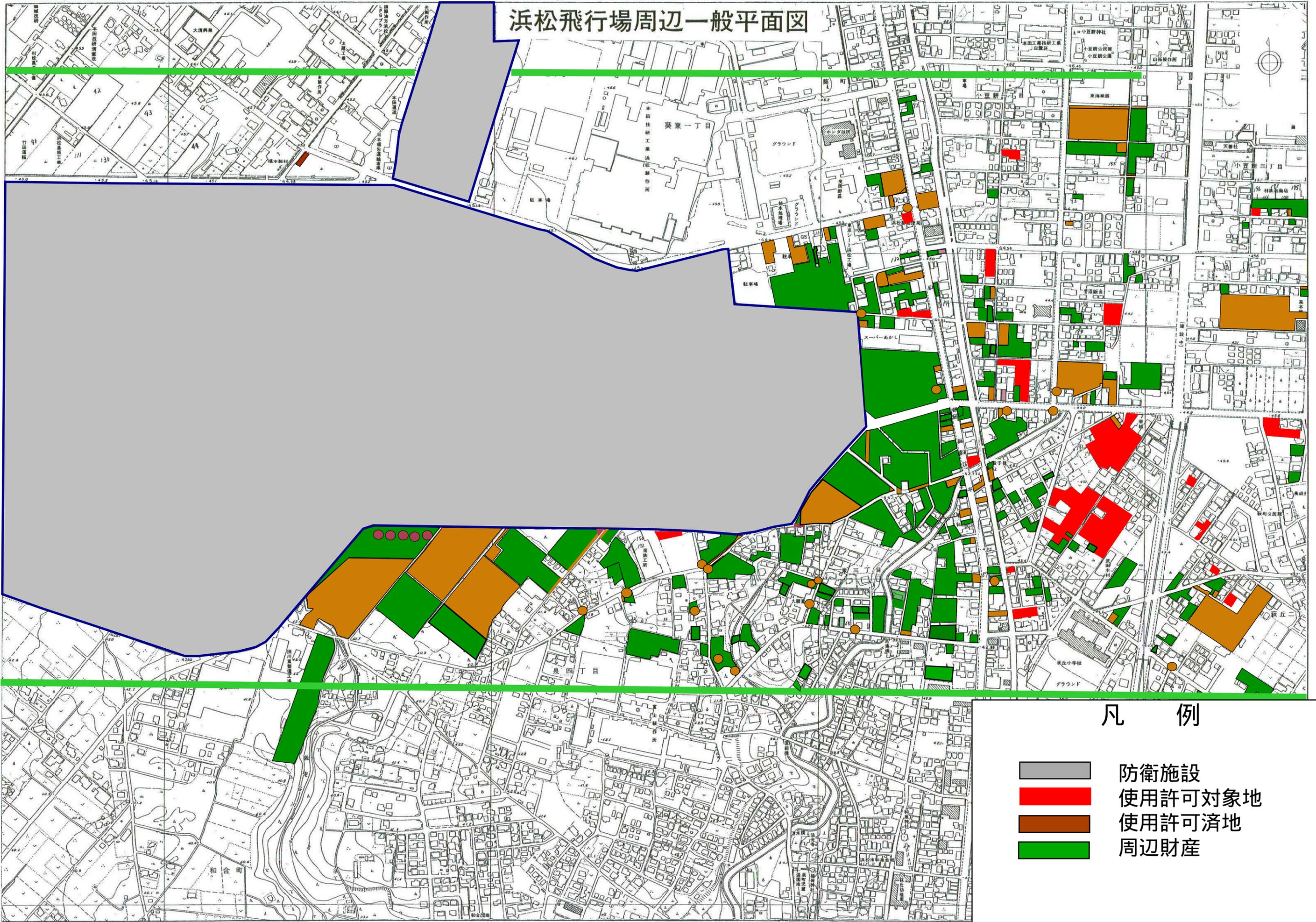
(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、1回に限り使用許可の更新が可能。
以降、引き続き要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)



○ 詳しくは、【浜松飛行場周辺における国有地(防衛省所管)の使用を希望される方へ】を参照願います。

※(参考)浜松飛行場周辺の周辺財産の概略図

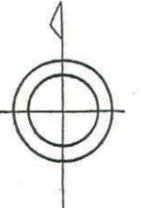
浜松飛行場周辺一般平面図



凡 例

-  防衛施設
-  使用許可対象地
-  使用許可済地
-  周辺財産

浜松飛行場周辺一般平面図



凡例

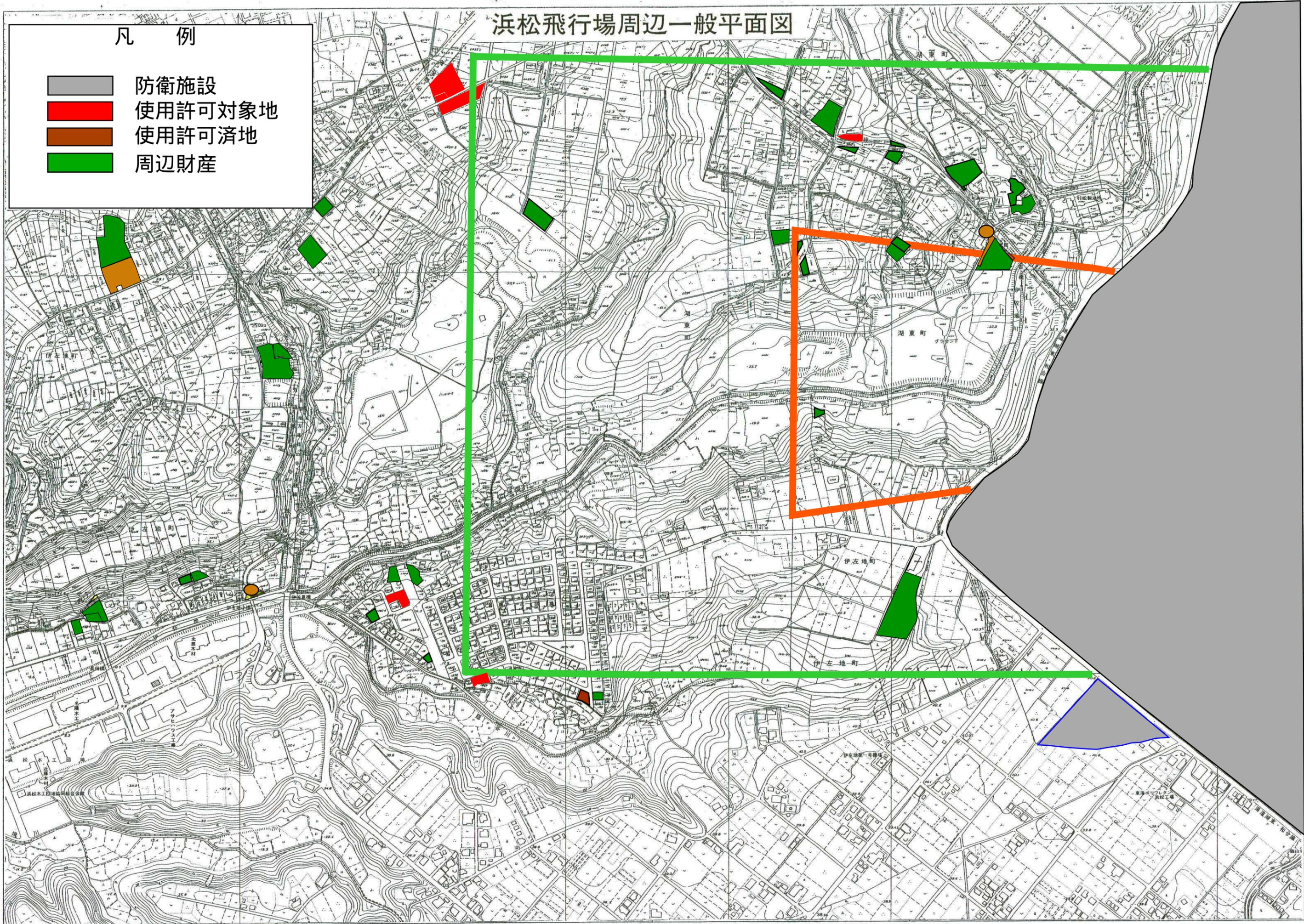
- 使用許可対象地
- 使用許可済地
- 周辺財産

0 100 200 no scale 300 400 500m

浜松飛行場周辺一般平面図

凡 例

- 防衛施設
- 使用許可対象地
- 使用許可済地
- 周辺財産



no scale

